

# 入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年2月9日

東広島市長 高垣 廣徳

## 1 入札に付する事項

- |                 |  |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称  | 平成30～37年度公用車賃貸借（管財課その1）                          |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290114   |
| (3) 物品委託役務内容    | 平成30年5月1日から平成37年4月30日までの84か月間、東広島市役所に賃貸借する公用車1台。 |
| (4) 納入・履行期間     | 平成30年5月1日から平成37年4月30日まで                          |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市役所   |
| (6) 予定価格        | 非公表  |
| (7) 最低制限価格      | なし   |
| (8) 入札方式        | 一般競争入札   |
| (9) 入札区分        | 紙入札  |
| (10) 使用する契約約款   | 物品賃貸借契約約款  |
| (11) 契約種別       | 総価契約   |
| (12) 収入印紙       | 不要   |

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>車両
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

## 3 その他の入札条件

- 落札候補者となった者が当該物品を第三者をして貸し付けしようとするときは、落札候補者（受注予定者）及び賃貸人（リース会社等）の連名により、別紙「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」を提出し、当該物品を自ら貸付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明すること。この場合における契約約款は、物品賃貸借契約約款（第三者賃貸方式）とする。
- 本業務の契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として行うものであり、この契約に係る発注者の平成30年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生ずるものとする。

#### 4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成30年2月9日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年2月9日～ 平成30年3月5日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年2月9日～ 平成30年2月19日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 管財課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館6階） 電話番号 082-420-0908 /ファックス番号 082-422-6850 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年2月22日～ 平成30年3月5日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年3月1日～ 平成30年3月2日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年3月5日 午前10時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

#### 5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

#### 6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係  
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）  
電話番号 082-420-0930  
ファックス番号 082-431-0077

# 平成30～37年度公用車賃貸借（管財課その1）仕様書

## 1 自動車明細

### （1）車両本体

① 車名	マツダ アテンザ セダン
② 型式	DBA-GJEP
③ 台数	1台
④ 総排気量	1,997L
⑤ 排出ガス認定レベル	平成17年基準排出ガス75%低減レベル
⑥ 燃料	レギュラーガソリン
⑦ トランスミッション	6EC-AT
⑧ 駆動方式	2輪駆動（2WD・FF）
⑨ グレード	20S SKYACTIVE-G
⑩ 最大乗車定員	5名
⑪ 車体色	ジェットブラックマイカ

### （2）付属品（下記以外の標準装備一式含む）

① 純正フロアマット
② 純正サイドバイザー
③ 純正ETC
④ 純正メモリーナビゲーションシステム
⑤ AM/FMラジオ
⑥ CD・DVDプレーヤー
⑦ DVDプレーヤー+地上デジタルTVチューナー
⑧ 純正アルミホイール付冬用タイヤ（4輪分）（保管料を含む）
⑨ 停止表示板
⑩ バックカメラ+バックモニターシステム
⑪ パーキングセンサー（フロント追加用）AT用

## 2 納入場所

東広島市役所公用車駐車場

3 引渡し期限

平成30年5月1日（火）

4 賃貸借期間 平成30年5月1日から平成37年4月30日まで（84か月）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約に 該当する

該当しない

5 賃貸借に含まれる項目

（1）賃借料には、賃貸借期間中に発生する次の費用を含む。

- ① 車両本体（特別仕様含む）及び付属品
- ② 新規登録に伴う諸費用一式
- ③ 自動車取得税、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
- ④ 点検整備費（継続車検整備、法定点検整備、法定点検以外の定期点検整備）
- ⑤ ④の整備のために必要な消耗品の補充及び交換費用一式
- ⑥ バッテリー交換（必要に応じた交換数）
- ⑦ エンジンオイル及びオイルエレメント交換補充（走行距離及び経過期間等に応じること）
- ⑧ タイヤ（夏タイヤ、冬タイヤともに必要数） タイヤローテーションは年に2回行う。
- ⑨ 故障修理費用（通常の使用において発生するパンクを含む故障の修理費用。出張費を含む。）
- ⑩ 代車費用  
継続車検時及び故障修理時等に必要に応じた代車提供費用
- ⑪ JAFと同等のロードサービスに加入費用  
（運転者の不注意による事故等を含む車両使用中のトラブルに対応するもの）

6 法定点検以外の点検整備内容

3か月ごとに以下の点検を行うこと。

（4回に1回重複する法定点検又は車検での点検内容については、法定点検又は車検を以て本点検を行ったこととする。）

- ① エンジンのかかり具合、異音
- ② 低速（回転のムラ）、加速の状態
- ③ エンジンオイルの汚れ、量、漏れ

- ④ 冷却水の量、漏れ
- ⑤ Vベルトの張り具合、損傷
- ⑥ タイヤの摩耗状態、亀裂及び損傷、空気圧、取付状態
- ⑦ バッテリー液の量、漏れ
- ⑧ ホーン、ワイパー、ウォッシャー、計器類、ランプ類の作用
- ⑨ エアコンの作動状態
- ⑩ スペアタイヤ、ジャッキの搭載
- ⑪ ブレーキペダルの遊び、踏みしろ、効き具合
- ⑫ ブレーキ液の量、漏れ
- ⑬ ブレーキホース、パイプのオイル漏れ、損傷、取付状態

## 7 推定走行距離

約345km/月（更新車両の現在の走行距離）

## 8 その他

- (1) 納入車（装備品含む）は新車又は未使用車であること。
- (2) 市名等、車体両側面への記載事項は無しとする。
- (3) 引渡しの日時について、引渡し日の前日までに下記問い合わせ先（発注担当課）に納車日時を電話にて連絡し、調整すること。また、引渡し日の午後3時までには下記問い合わせ先（発注担当課）に車検証をFAXで送ること。  
なお、FAXには次の事項を記載して送信すること。  
・車名（アテンザ）・納車場所（東広島市役所）
- (4) 初年度登録年月は賃貸借開始年月と同じとすること。
- (5) 自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料の額に事前に予測できない変動があった場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (6) 自動車保険（任意保険）料は、本契約に含まない。
- (7) 点検、交換、故障修理等の案内は下記メンテナンス連絡先に郵送、電話またはファックスによって行うものとし、指定工場から下記メンテナンス連絡先に連絡の上、日程調整を行うこと。

- (8) 指定納入場所までの納入に要する費用は賃貸人が負担するものとする。
- (9) メンテナンス工場は、土・日・祝日を除く賃貸借期間中、賃借人の要請から30分以内に東広島市役所（ただし、東広島市役所以外に配備する車両については1時間以内に各施設）へスタッフが来庁できる整備工場とし、点検時等は引取納車とすること。
- (10) 納車及び引取りは、下記メンテナンス連絡先が指定する施設で行うこと。また、納車日に納車が難しい場合は代車を用意すること。
- (11) 冬季は夏用タイヤ、その他の期間は冬用タイヤを、適した保管場所を確保した上で、適正に保管管理すること。
- (12) 毎月の請求書には、請求額及び〇／84回目のように、当該請求が支払回数全体のうち何回目の支払いに当たるかを明記すること。
- (13) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。

## 9 メンテナンス連絡先・納車場所調整先

東広島市総務部秘書課

電話（082）420-0905（直通）

ファックス（082）422-0431

## 10 問い合わせ先（発注担当課）・請求書送付先

東広島市財務部管財課

電話（082）420-0908（直通）

ファックス（082）422-6850